

指 摘 事 項	措 置 内 容	措置 状況
<p>第3編 監査の結果及び意見 第2 各論 【1】個人市民税の課税 (7) 監査の結果及び意見 1.(普通徴収) 申告書未提出者調査のルールの一統化について</p> <p>調査票の保管について(結果) 調査票については、次年度の申告書未提出者調査の参考資料として使用している市税事務所もあったが、当年度の調査の終了と同時に溶解している市税事務所もあった。 神戸市情報公開条例第2条に、公文書は、「実施期間の職員が職務上作成し、または取得した文書、図面、写真及び電磁的記録であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているもの」と定められている。当該調査票はその性質から、公文書に該当するため、市税事務所では、調査票を公文書管理規程別表2に記載の期間において保管する必要があった。このため、調査終了と同時に溶解しているのは公文書管理規程に違反している。 今後は、同規程の別表2のどの文書に該当するのかを市の方針として明確にした上で、定められた期間公文書として保管する必要がある。</p>	<p>包括外部監査人の指摘事項を厳粛に受止め、今後の手続について遺漏なく取り扱うよう周知した。</p>	<p>措 置 済</p>
<p>2.(普通徴収) 扶養実態調査のルールの一統化について 扶養者エラーリスト兼入力票および扶養実態調査ハガキ並びに関連資料の保管について(結果) 扶養者エラーリスト兼入力票及び扶養実態調査ハガキ並びに調査の過程で入手した資料を1年以上保管し、次年度の同調査を行うにあたっての参考資料としている市税事務所もあったが、調査の終了と同時に溶解している市税事務所もあった。また、その保管方法については、扶養者エラーリスト兼入力票及び扶養実態調査ハガキ並びに関連資料を一括に保管している市税事務所と、扶養者エラーリスト兼入力票及び扶養実態調査ハガキは溶解したが、関連資料は課税資料とまとめて保管している市税事務所があった。 扶養者エラーリスト兼入力票及び扶養実態調査ハガキ並びに調査の過程で入手した資料は、その性質から、公文書に該当するため、市税事務所では、同資料を公文書管理規程別表2に記載の期間において保管する必要があり、調査終了と同時に溶解している点は、公文書管理規程に違反している。 今後は、同規程別表2のどの文書に該当するのかを市として明確にした上で、定められた期間、公文書として保管する必要がある。</p>	<p>包括外部監査人の指摘事項を厳粛に受止め、今後の手続について遺漏なく取り扱うよう周知した。</p>	<p>措 置 済</p>

指 摘 事 項	措 置 内 容	措置 状況
<p>3 .(普通徴収) 減免事務について 減免事務の事例について) 年度をまたぐ減免申請における、年度ごとの申請、決裁 手続の漏れについて(結果) 減免事由のうち、金額、件数ともに、最も多いのは、雇用保 険受給資格者と所得半減者である。このうち、雇用保険受給資 格者については受給期間が年度をまたぐ場合に、初年度の減免 申請については減免決裁手続をとっているものの、次年度の減 免決裁手続がされていないのに減免決定された事例が見受けら れた。 また、申請手続について、初年度の申請書のコピーをもって 次年度の申請書とし、これについて決裁、減免決定された事例 も散見された。 減免は当該年度の課税に対するものであるため、単年度ごと に減免申請書を提出させ、決裁手続の上、減免決定を行う必要 がある。</p>	<p>平成 25 年 3 月 14 日付け行 主課第 2765 号「包括外部監 査における指摘事項に関す る取扱いについて」により、 包括外部監査人の指摘事項 を厳粛に受止め、今後の手続 について遺漏なく取り扱う よう周知した。</p>	<p>措 置 済</p>
<p>) 減免申請書の市税事務所所長決裁漏れについて(結果) 市税事務所所長の決裁印が漏れているのに減免決定されてい る事例が見受けられた。減免申請書は市税事務所長の決裁の上、 減免決定される必要がある。</p>		
<p>【 2 】 法人市民税の課税 (7) 監査の結果及び意見 2 . 減免申請の決裁手続漏れについて(結果) 法人市民税の減免事務については、市は、減免対象法人の申請 を受け付け、担当者が申請内容の確認の上、システムへの入力、 減免の決定という流れになっており、減免申請内容の決裁手続 がされていない。 減免は、減免申請に基づき、市長が、必要があると認めるも のに対して決定されるものであり、減免申請書には決裁欄を設 け、「副市長以下専決規程別表第 2 の市税等の減免」に従い、課 長の決裁を得て、減免の決定とする必要がある。</p>	<p>平成 25 年度より減免決議 書を設け、担当課長の決裁を 得て、減免通知により減免の 決定とする手続に変更した。</p>	<p>措 置 済</p>

指 摘 事 項	措 置 内 容	措 置 状 況																
<p>【 3 】固定資産税・都市計画税の課税 (7) 監査の結果及び意見 1 . 土地及び家屋の課税事務について 所有者区分の登録誤りについて (結果) 課税土地のサンプルテストを実施した結果、以下の土地について、課税台帳上は株式会社の所有となっているが、往査時点において当該土地に含まれる非課税地積の根拠 (75,500 m²) を確かめることができなかった。</p> <table border="1" data-bbox="178 566 954 712"> <thead> <tr> <th>No</th> <th>土地(地目) /家屋</th> <th>区</th> <th>課税地積 /面積(m²)</th> <th>非課税地積 /面積(m²)</th> <th>固定資産税 課税標準額(円)</th> <th>固定資産税額 (円)</th> <th>結果/意見</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①-14</td> <td>土地(山林)</td> <td>北</td> <td>3,757,038.00</td> <td>75,500.00</td> <td>58,609,792</td> <td>820,500</td> <td>結果 1- ①</td> </tr> </tbody> </table> <p>その後、市が調査した結果、当該土地は株式会社と市が共同所有しているものであり、市の持分相当地積については人的非課税の対象であることが判明した。 当該土地について、株式会社と市の共有土地として識別できるよう、課税台帳の修正処理を速やかに行う必要がある。</p>	No	土地(地目) /家屋	区	課税地積 /面積(m ²)	非課税地積 /面積(m ²)	固定資産税 課税標準額(円)	固定資産税額 (円)	結果/意見	①-14	土地(山林)	北	3,757,038.00	75,500.00	58,609,792	820,500	結果 1- ①	<p>共有土地として識別できるように課税台帳の修正の措置を講じた。</p>	<p>措 置 済</p>
No	土地(地目) /家屋	区	課税地積 /面積(m ²)	非課税地積 /面積(m ²)	固定資産税 課税標準額(円)	固定資産税額 (円)	結果/意見											
①-14	土地(山林)	北	3,757,038.00	75,500.00	58,609,792	820,500	結果 1- ①											
<p>過年度税額の誤りについて (結果) 課税候補家屋のサンプルテストを実施した結果、サンプル No. -10 の家屋について課税対象とされておらず、その敷地について住宅用地の特例が正しく適用されていないことが判明した。</p> <table border="1" data-bbox="178 1254 954 1422"> <thead> <tr> <th>No</th> <th>区</th> <th>町名</th> <th>現況調査状況</th> <th>結果</th> <th>結果/意見</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①-10</td> <td>北</td> <td>藤原台南町</td> <td>未登記の家屋であり、定期借地権付きで売出されたものと思われる。土地は非住宅用地として課税していた。</td> <td>課税</td> <td>結果 1- ① 意見 1- ①</td> </tr> </tbody> </table> <p>当該家屋は住宅用家屋として建築されたが未登記であり、平成 17 年の建築年度から課税漏れであった。早急に調査を行い、家屋所有者に対して過去 5 年まで遡及して課税漏れ相当額を課税する必要がある。なお、市の概算によれば、当該金額は、固定資産税約 45 万円、都市計画税約 10 万円程度である。 また当該家屋の敷地については、本来住宅用地の特例の対象となる土地であるにもかかわらず、当該家屋の課税漏れのため非住宅用地として課税しており住宅用地の特例が適用されておらず、所有者に対して過大に課税していたことになる。土地についても、早急に調査を行い、過大課税額を返還する必要がある。市の概算によれば、所有者に対して返還すべき過大課税額は、固定資産税は約 34 万円、都市計画税は約 4 万円程度である。</p>	No	区	町名	現況調査状況	結果	結果/意見	①-10	北	藤原台南町	未登記の家屋であり、定期借地権付きで売出されたものと思われる。土地は非住宅用地として課税していた。	課税	結果 1- ① 意見 1- ①	<p>当該家屋を調査した結果、内部施工等が未着手のため、未完成であることが判明した。今後、家屋の完成をまって課税する。</p>	<p>措 置 済</p>				
No	区	町名	現況調査状況	結果	結果/意見													
①-10	北	藤原台南町	未登記の家屋であり、定期借地権付きで売出されたものと思われる。土地は非住宅用地として課税していた。	課税	結果 1- ① 意見 1- ①													

指 摘 事 項	措 置 内 容	措 置 状 況																																																											
<p>2. 土地及び家屋の減免事務について 減免申請書及び決裁文書の保管について（結果） サンプルテストの結果、下記については必要となる減免申請書及び決裁文書が現存していなかった。減免の取り扱いの決定は、他の納税義務者との公平性の観点から細心の注意を払う必要があり、減免根拠となる資料については減免として取り扱う期間を通じて適切に保管する必要がある。</p> <p>【土地減免にかかるサンプルリスト】</p> <table border="1" data-bbox="209 517 922 600"> <thead> <tr> <th>No.</th> <th>区</th> <th>軽減事由</th> <th>地積 (㎡)</th> <th>固定資産税 減免額(円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>㊸-2</td> <td>灘</td> <td>町内会等</td> <td>770.00</td> <td>1,155,600</td> </tr> </tbody> </table> <p>【家屋減免にかかるサンプルリスト】</p> <table border="1" data-bbox="209 638 922 745"> <thead> <tr> <th>No</th> <th>区</th> <th>軽減事由</th> <th>合計床面積 (㎡)</th> <th>固定資産税 減免額(円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>㊸-25</td> <td>長田</td> <td>集会所・文化財</td> <td>3.30</td> <td>1,200</td> </tr> </tbody> </table>	No.	区	軽減事由	地積 (㎡)	固定資産税 減免額(円)	㊸-2	灘	町内会等	770.00	1,155,600	No	区	軽減事由	合計床面積 (㎡)	固定資産税 減免額(円)	㊸-25	長田	集会所・文化財	3.30	1,200	<p>同様の不適切な処理を行うことのないよう、職員に対して注意喚起を図るなど、適切な事務処理を行うための措置を講じた。</p>	<p>措 置 済</p>																																							
No.	区	軽減事由	地積 (㎡)	固定資産税 減免額(円)																																																									
㊸-2	灘	町内会等	770.00	1,155,600																																																									
No	区	軽減事由	合計床面積 (㎡)	固定資産税 減免額(円)																																																									
㊸-25	長田	集会所・文化財	3.30	1,200																																																									
<p>3. 土地及び家屋の非課税事務について 非課税申告書及び決裁文書の保管について（結果） サンプルとして抽出した非課税の土地及び家屋について、非課税申告書及び決裁文書を確認したところ、以下の物件について非課税申告書・決裁文書が見当たらなかった。</p> <p>【土地】</p> <table border="1" data-bbox="180 1267 938 1503"> <thead> <tr> <th>No</th> <th>区</th> <th>地目</th> <th>非課税事由</th> <th>課税地積 (㎡)</th> <th>非課税地積 (㎡)</th> <th>不備書類</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>㊸-4</td> <td>中央</td> <td>宅地</td> <td>用途(宗教法人)</td> <td>166.59</td> <td>166.59</td> <td>申告書・決裁文書</td> </tr> <tr> <td>㊸-9</td> <td>兵庫</td> <td>宅地</td> <td>用途(公用公共)</td> <td>58,185.15</td> <td>20,551.49</td> <td>申告書・決裁文書</td> </tr> <tr> <td>㊸-10</td> <td>東灘</td> <td>宅地</td> <td>用途(宗教法人)</td> <td>6,876.00</td> <td>8,198.00</td> <td>申告書・決裁文書</td> </tr> <tr> <td>㊸-12</td> <td>東灘</td> <td>雑種地</td> <td>用途(学校法人)</td> <td>0.00</td> <td>50,326.00</td> <td>申告書</td> </tr> </tbody> </table> <p>【家屋】</p> <table border="1" data-bbox="180 1563 922 1771"> <thead> <tr> <th>No</th> <th>区</th> <th>非課税事由</th> <th>合計床面積 (㎡)</th> <th>非課税 床面積(㎡)</th> <th>不備書類</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>㊸-20</td> <td>中央</td> <td>人的・用途(老人福祉)</td> <td>12,824.38</td> <td>12,824.38</td> <td>決裁文書</td> </tr> <tr> <td>㊸-23</td> <td>中央</td> <td>用途(宗教法人)</td> <td>17,788.41</td> <td>17,176.09</td> <td>申告書</td> </tr> <tr> <td>㊸-30</td> <td>灘</td> <td>用途(特定団体)</td> <td>9,871.19</td> <td>9,871.19</td> <td>申告書・決裁文書</td> </tr> </tbody> </table> <p>課税の公平性の観点から、非課税として取り扱う根拠となる申告書・決裁文書は、後日確認できるように非課税として取り扱う期間を通じて適切に保管する必要がある。</p>	No	区	地目	非課税事由	課税地積 (㎡)	非課税地積 (㎡)	不備書類	㊸-4	中央	宅地	用途(宗教法人)	166.59	166.59	申告書・決裁文書	㊸-9	兵庫	宅地	用途(公用公共)	58,185.15	20,551.49	申告書・決裁文書	㊸-10	東灘	宅地	用途(宗教法人)	6,876.00	8,198.00	申告書・決裁文書	㊸-12	東灘	雑種地	用途(学校法人)	0.00	50,326.00	申告書	No	区	非課税事由	合計床面積 (㎡)	非課税 床面積(㎡)	不備書類	㊸-20	中央	人的・用途(老人福祉)	12,824.38	12,824.38	決裁文書	㊸-23	中央	用途(宗教法人)	17,788.41	17,176.09	申告書	㊸-30	灘	用途(特定団体)	9,871.19	9,871.19	申告書・決裁文書	<p>同様の不適切な処理を行うことのないよう、職員に対して注意喚起を図るなど、適切な事務処理を行うための措置を講じた。</p>	<p>措 置 済</p>
No	区	地目	非課税事由	課税地積 (㎡)	非課税地積 (㎡)	不備書類																																																							
㊸-4	中央	宅地	用途(宗教法人)	166.59	166.59	申告書・決裁文書																																																							
㊸-9	兵庫	宅地	用途(公用公共)	58,185.15	20,551.49	申告書・決裁文書																																																							
㊸-10	東灘	宅地	用途(宗教法人)	6,876.00	8,198.00	申告書・決裁文書																																																							
㊸-12	東灘	雑種地	用途(学校法人)	0.00	50,326.00	申告書																																																							
No	区	非課税事由	合計床面積 (㎡)	非課税 床面積(㎡)	不備書類																																																								
㊸-20	中央	人的・用途(老人福祉)	12,824.38	12,824.38	決裁文書																																																								
㊸-23	中央	用途(宗教法人)	17,788.41	17,176.09	申告書																																																								
㊸-30	灘	用途(特定団体)	9,871.19	9,871.19	申告書・決裁文書																																																								

指 摘 事 項	措 置 内 容	措 置 状 況												
<p>台帳（土地調査表）上の地目誤りについて（結果） サンプル -3 について、台帳（土地調査表）上の現況地目が宅地になっていたが、正しくは保安林（国土交通省所有）であった。</p> <table border="1" data-bbox="209 387 925 510"> <thead> <tr> <th>No</th> <th>区</th> <th>地目</th> <th>非課税事由</th> <th>課税地積 (㎡)</th> <th>非課税地積 (㎡)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>㊦-3</td> <td>灘</td> <td>宅地</td> <td>人的</td> <td></td> <td>323,600.00</td> </tr> </tbody> </table> <p>人的非課税であり課税関係に影響はないが、正しい地目に修正する必要がある。</p>	No	区	地目	非課税事由	課税地積 (㎡)	非課税地積 (㎡)	㊦-3	灘	宅地	人的		323,600.00	<p>正しい地目へ修正の措置を講じた。</p>	<p>措 置 済</p>
No	区	地目	非課税事由	課税地積 (㎡)	非課税地積 (㎡)									
㊦-3	灘	宅地	人的		323,600.00									
<p>課税地積の誤りについて（結果） サンプル -7 について、分筆する前は非課税地積として公園があったが、分筆登記後は上記区画に公園は含まれず非課税部分はないが、台帳上、1,075 ㎡の非課税地積が残ったままになっている。</p> <table border="1" data-bbox="180 987 936 1124"> <thead> <tr> <th>No</th> <th>区</th> <th>地目</th> <th>非課税事由</th> <th>課税地積 (㎡)</th> <th>非課税地積 (㎡)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>㊦-7</td> <td>東灘</td> <td>宅地</td> <td>用途(公用公共)</td> <td>14,826.15</td> <td>1,075.61</td> </tr> </tbody> </table> <p>当該地積は本来課税対象であり、うわものの家屋（マンション）がある土地部分と合わせて課税する必要がある。</p>	No	区	地目	非課税事由	課税地積 (㎡)	非課税地積 (㎡)	㊦-7	東灘	宅地	用途(公用公共)	14,826.15	1,075.61	<p>非課税としていた地積を課税に改め、修正の措置を講じた。</p>	<p>措 置 済</p>
No	区	地目	非課税事由	課税地積 (㎡)	非課税地積 (㎡)									
㊦-7	東灘	宅地	用途(公用公共)	14,826.15	1,075.61									
<p>非課税地積の根拠資料の保管について（結果） サンプル -15 について、非課税地積の根拠・記録が残っていない。</p> <table border="1" data-bbox="180 1565 925 1684"> <thead> <tr> <th>No</th> <th>区</th> <th>地目</th> <th>非課税事由</th> <th>課税地積 (㎡)</th> <th>非課税地積 (㎡)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>㊦-15</td> <td>北</td> <td>山林</td> <td>現況地積認定</td> <td>229,126.00</td> <td>24,314.00</td> </tr> </tbody> </table> <p>境界紛争があり、二重課税について訴訟の結果、敗訴となり、当該土地に含まれる複数の番地（5 区分）の地積を課税から外すために非課税地積にしたと推測されるが、その経緯を記録として残しておく必要がある。</p>	No	区	地目	非課税事由	課税地積 (㎡)	非課税地積 (㎡)	㊦-15	北	山林	現況地積認定	229,126.00	24,314.00	<p>同様の不適切な処理を行うことのないよう、職員に対して注意喚起を図るなど、適切な事務処理を行うための措置を講じた。</p>	<p>措 置 済</p>
No	区	地目	非課税事由	課税地積 (㎡)	非課税地積 (㎡)									
㊦-15	北	山林	現況地積認定	229,126.00	24,314.00									

指 摘 事 項	措 置 内 容	措 置 状 況																				
<p>4 . 償却資産について 減免申請書の決裁日の記載漏れについて（結果） 償却資産の減免非課税のサンプルテストを実施した結果、サンプル -20、 -25 についての減免申請書の決裁日付、サンプル -22 についての非課税申告書の決裁日付の記載がなかった。</p> <table border="1" data-bbox="180 456 938 667"> <thead> <tr> <th>No</th> <th>区</th> <th>氏名・名称</th> <th>軽減税額(円)</th> <th>非課税・特例・減免要件</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>㊦-20</td> <td>中央</td> <td>S研究所</td> <td>23,244,200</td> <td>エンタープライズゾーン特定・中核施設</td> </tr> <tr> <td>㊦-22</td> <td>垂水</td> <td>社団法人U</td> <td>4,214,400</td> <td>社会福祉事業用の固定資産</td> </tr> <tr> <td>㊦-25</td> <td>中央</td> <td>X株式会社</td> <td>10,562,100</td> <td>エンタープライズゾーン特定・中核施設</td> </tr> </tbody> </table> <p>減免申請書あるいは非課税申告書について、所定の決裁手続をとった日を明らかにするためにも、日付の記載が必要である。</p>	No	区	氏名・名称	軽減税額(円)	非課税・特例・減免要件	㊦-20	中央	S研究所	23,244,200	エンタープライズゾーン特定・中核施設	㊦-22	垂水	社団法人U	4,214,400	社会福祉事業用の固定資産	㊦-25	中央	X株式会社	10,562,100	エンタープライズゾーン特定・中核施設	<p>同様の不適切な処理を行うことのないよう、職員に対して注意喚起を図るなど、適切な事務処理を行うための措置を講じた。</p>	<p>措 置 済</p>
No	区	氏名・名称	軽減税額(円)	非課税・特例・減免要件																		
㊦-20	中央	S研究所	23,244,200	エンタープライズゾーン特定・中核施設																		
㊦-22	垂水	社団法人U	4,214,400	社会福祉事業用の固定資産																		
㊦-25	中央	X株式会社	10,562,100	エンタープライズゾーン特定・中核施設																		
<p>【 5 】 滞納整理事務 (6) 監査の結果及び意見 1 . 市の方針に従った滞納整理事務の徹底について（結果） 平成 23 年度の滞納処分停止兼不納欠損処分調査書兼決議書を読覧したところ、平成 22 年度課税に係る市民税の滞納(約 10 万円)に対し、「将来的に徴収の可能性がないと見込まれる」ことを理由として即時消滅（即時に不納欠損処理すること）させている事案があった。当該決議書には、徴収の可能性がないとする根拠書類は添付されておらず、市の平成 23 年度の滞納整理方針上も、当該事案については、さらなる財産調査及び文書催告を実施すべきで、即時に不納欠損処理を行うべきではなかったと考えられる。 この事案においては、滞納者は死亡しているが相続人が財産を有している可能性もあり、預金等の財産調査をすることなく、即時消滅の判断を下すことは妥当でない。今後は、市の方針に従った滞納整理事務の実施を再度、徹底すべきである。</p>	<p>当該事例について必要な是正措置をとるとともに、滞納整理方針に従った事務処理の徹底について職員に周知した。</p>	<p>措 置 済</p>																				

指 摘 事 項	措 置 内 容	措 置 状 況
<p>2 . 分納誓約書の提出による適切な時効中断措置の徹底について（結果）</p> <p>分納誓約書には時効の中断の効力があり、滞納者から適切に受領すれば、滞納整理事務をより効率的かつ効果的に実施することが可能である。しかし、市が滞納者に対して分納誓約書の提出を徹底せず、適時に分納誓約書を受領しなかったため、滞納税額の一部（少額の延滞金）が分納誓約の交渉の約1ヶ月半後に時効にかかるという事例があった。効率的かつ効果的な滞納整理事務を実施するためにも、市は滞納者から、適時に分納誓約書の受領を行うことを再度、徹底すべきである。</p>	<p>効率的かつ効果的な滞納整理の実施の観点から、適時に分納誓約書を受領するよう周知した。</p>	<p>措 置 済</p>
<p>5 . 不納欠損処分取消決議書の記載不備について（結果）</p> <p>市の時効時期の認識誤りなどにより、過去に決議した不納欠損処理が誤っている場合、市は不納欠損処分取消決議を行うことにより、過去の不納欠損処理を取り消すこととなる。このような場合、市では不納欠損処分取消決議書に取り消し理由を示した上で、上席者の承認により取り消し作業を行う。しかし、当該決議書が綴じられたファイルを開覧したところ、決議書に何ら理由が記載されておらず、根拠資料の添付もない決議書があった。</p> <p>根拠資料を適切に保管し、取消理由が明確にわかるよう、決議書への理由記載の方法を徹底する必要がある。</p>	<p>当該事例について必要な是正措置をとるとともに、決議書への必要事項の記載に関して周知徹底を図り、根拠資料について必要な資料を保管するよう周知した。</p>	<p>措 置 済</p>

指 摘 事 項			措 置 内 容	措 置 状 況
<p>8 . 延滞金減免書類の記載不備について（結果）</p> <p>延滞金減免申請書及び延滞金減免決議書の記載内容に不備が散見された。発見された不備は以下のとおりである。</p>			<p>延滞金減免申請書及び延滞金減免決議書について、適正に記載するよう周知した。</p>	<p>措 置 済</p>
書類名	不備事項	具体的内容		
延滞金減免申請書	「承認・否認」が明確にされていない	延滞金減免申請書には滞納者からの申請内容について「承認・否認」を決裁する欄が設けられているが、いずれにも が付されておらず、どのような決裁が行われたかを書面上で確認することができなかった。延滞金の減免を決裁する文書としての要件を満たしておらず、重要な瑕疵があると認められ、記載内容の徹底した再指導が必要である。		
延滞金減免決議書	減免事由が明確にされていない	延滞金減免決議書には減免事由を記載する欄が設けられており、主要な減免事由についてはシステム上該当する減免事由を選択して記載する様式になっている。該当する事由が設定されていない場合には「09 その他」を選択して、具体的な内容を記載する必要があるが、記載がなされていない事案があった。減免事由は決裁を行ううえで重要な情報であり、具体的な内容の記載を徹底するべきである。		
<p>延滞金は遅延損害金であり、滞納者が当然に負担するべきものであることから、その減免は安易に行われるべきではなく、適切に作成された所定の書式の情報をもとに十分に検証したうえで決裁を行う必要がある。</p>				

指 摘 事 項	措 置 内 容	措置 状況
<p>9 . 延滞金の納付書通知について (結果)</p> <p>新・収滞納システムの記載事項を閲覧したところ、「延滞金納付書は送らない」旨の記載がされている事例があった。過去の記載事項を遡ると平成 22 年に「延滞金は払わない」と伝達されており、その時点から納付書の送付を停止して差押え財産等の調査を行っているものの、現時点でも収納されないまま納付書の送付も停止され続けている。</p> <p>しかし、延滞金納付書の送付は滞納者に確定延滞金の金額を通知する意味合いもあり、原則として送付を行ったうえで自主納付に導くことが必要である。</p>	<p>当該事例について必要な是正措置をとるとともに、延滞金納付書について、滞納者に確定延滞金の金額を通知する意味合いもあることから、原則として送付するように周知した。</p>	<p>措 置 済</p>
<p>【6】情報システム (4) 監査の結果及び意見 3 . ID 及びパスワードの管理について ID 及びパスワードの設定について (結果)</p> <p>情報セキュリティ実施手順書には、「パスワードには数字及び英字を含む文字列」と記載されているが、e 税トータル帳票システム、電子帳票システム (KOMISIS) のパスワードには英字が含まれていなかった。これらについては、情報セキュリティ実施手順書に従って、パスワードの複雑性を確保するために、英字を含むパスワードへ変更する必要がある。</p>	<p>平成 25 年 3 月 25 日付けで e 税トータル帳票システム、電子帳票システム (KOMISIS) のパスワードについて数字及び英字を含む文字列に変更した。</p>	<p>措 置 済</p>
<p>ID 棚卸手続の漏れについて (結果)</p> <p>新・収滞納システム (CS) に関しては当システムの稼動開始が平成 22 年 8 月であったため平成 23 年度の棚卸は実施されていない。</p> <p>不要な ID の存在は、意図しないユーザーのシステム利用を可能とし、適切な管理を害する恐れがあるため、情報セキュリティ実施手順書には、年一回の棚卸が必要と定められている。それに従い、平成 23 年度においても ID の棚卸を実施すべきであった。</p>	<p>新・収滞納システムの棚卸手続きについては、平成 24 年度に棚卸を実施した。</p> <p>なお、実施結果の報告が一部遅れているが、平成 25 年 4 月の職員の定期人事異動後に完了するよう周知した。</p>	<p>措 置 済</p>

指 摘 事 項	措 置 内 容	措 置 状 況
<p>パスワードの定期的変更について（結果）</p> <p>新・収滞納システム(CS)に関してのパスワードについては、パスワードが ID カードに記録されており、仮に変更しようとする ID カードそのものの変更が必要となるため、変更できていなかった。</p> <p>情報セキュリティ実施手順書には「パスワードは、必要に応じて適宜変更」と定められている。長期間の同一パスワードの使用はいわゆる「なりすまし」行為を可能とするため、パスワードについては、一定期間で、適宜、変更すべきである。</p> <p>なお、市は、今後はパスワード変更の代替手段として PIN コードに紐ついたパスワードの変更により対応するとのことであった。</p> <p>さらに、地図情報システム(エスタ PC)、家屋評価システム(拓木)、e 税トータル帳票システム、電子帳票システム(KOMSIS)についても、パスワードの定期的な変更は行われていなかった。これらのパスワードについても、上記、新・収滞納システム(CS)同様の理由により、パスワードを定期的に変更すべきである。</p>	<p>パスワードの変更については周知徹底を図っているが、新・収滞納システムは DB 等の改修が必要であり、平成 25 年度のシステム改修で対応することとした。</p> <p>e 税トータル帳票システム、電子帳票システム(KOMSIS)のパスワードについては、定期的に変更する取扱いとした。</p> <p>その他、個々のサブシステムについては、パッケージの制約もあることから個別の対応を図っていく。</p>	<p>措 置 済</p>